

令和7年12月9日
学務課

学校徴収金事務の負担軽減に向けた取組みの実施状況及び全校実施について

1 主旨

「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」においては、学校徴収金事務の負担軽減を緊急対策プランのひとつに位置付け、先行実施校における導入効果の検証結果を踏まえて、令和8年度以降、区立小・中学校全校で実施するとしている。

本年度の実施状況及び今後の取組みとともに、従来の事務手法が大きく変更となることから、保護者への案内や口座登録など、4月からの開始に向けた準備を進めていく必要があるため、報告する。

2 令和7年度実施状況

(1) サービス名称

学校モール（運営事業者：（株）サンワ）（プロポーザルにおいて選定）

(2) 実施校及び対象児童・生徒数

小学校（8校）：桜丘、世田谷、中里、上北沢、城山、砧、船橋、下北沢

中学校（3校）：瀬田、用賀、船橋希望

対象児童・生徒数：約7,000人

(3) サービス概要

①クラウド上に作られたサービス（アプリ）を利用し、学校、保護者、教材等事業者が、それぞれウェブサイト上で徴収金事務に必要な登録や設定、確認を行う。

②保護者からは、口座引落しにより徴収し、集めたお金は運営事業者が教材等事業者や学校へ振り込む。徴収は原則年3回としており、小学校は6・10・1月、中学校は6・8・10月を原則としている。

③未入金者に対しては、運営事業者よりメール・SMS・電話・アプリによる連絡を行う。

(4) 令和7年度概算経費

775万円（単価契約）

3 令和7年度実施における意見

(1) 先行実施校11校の教職員へアンケートを実施し、64件の意見を集約

(2) 検証の結果

①現金の取扱いの大幅な減少やこれまで学期ごとに行っていた会計報告の不要、また、教材等事業者への支払いがなくなり、保護者への督促の件数が大幅に減少したことにより、時間的、精神的な負担が減る効果が確認された。

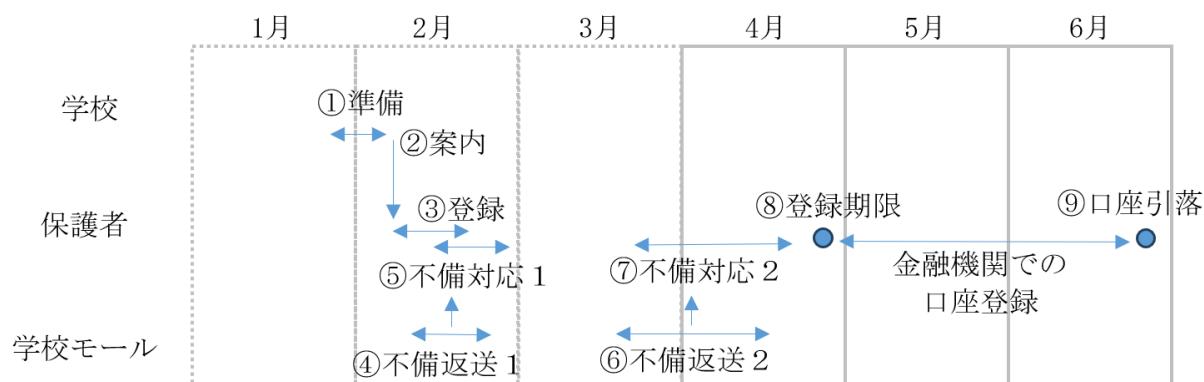
- ②一方で、初回の紙での口座登録での煩雑さや操作画面の改善、移動教室等の集金との連動、これまで各学校で実施していた手法からの変更に伴う戸惑いについて、多くの指摘をいただいた。
- ③保護者からの徴収は口座引落しを基本としているが、銀行振り込みやその都度払いなど保護者で選択でき、残高不足による引落し不能もなくなり、不便であるとのご意見はなかった。

4 教育委員会としての評価と次年度の改善点

- ①いただいたご意見を基に、本年度においては、年度途中で画面構成を変更し、早速対応したことに加え、この間、事業者との調整により、次年度よりWEB口座登録ができるようになったことから、保護者の口座登録時における煩雑さが低減でき、また、書類の不備件数も減ることから教員、保護者の負担軽減につながるものと判断した。
- ②本年度作成したマニュアルを今回のご意見をもとに再度、作成し直し、より学校に即したものとすることで、各学校での事務負担軽減につながる。
- ③一方で、移動教室等の集金との連動については、引き続き、検討していくが、徴収金事務への影響は部分的である。
- ④これらの判断より、教育委員会として令和8年度に、区立小・中学校91校で導入することとする。(概算経費：約4,600万円)

5 令和8年度に向けた事前準備

学校徴収金の第1回目の支払い期日は、学校からの補助教材等の発注や教材等事業者への支払いの関係から、6月下旬と定め、WEB登録等の改善を踏まえつつ、用紙による口座登録を選択する保護者も一定数残ると想定されることから、事務スケジュールは以下のとおりとなり、2月第2週ごろから保護者への案内および口座登録をお願いする必要がある。なお、新1年生については、4月以降の登録手続きを依頼する。



① 準備

学校で保護者配付用資料の準備を行う

② 案内

学校から保護者へ文書による登録案内を行う

- ③ 登録 保護者がアカウント及び銀行口座の登録を行う（用紙登録者も一定数残ると想定している。以下④～⑧は用紙登録の場合に発生する。）
- ④ 不備返送 1 記入漏れ等の軽微な不備があった場合、返送を行う
- ⑤ 不備対応 1 保護者が上記④で返送された不備への対応を行う
- ⑥ 不備返送 2 印鑑相違・口座番号誤り等の不備があった場合、返送を行う
- ⑦ 不備対応 2 保護者が上記⑥で返送された不備への対応を行う
- ⑧ 登録期限 金融機関の口座登録に約1か月半かかるため、引落日2か月前が登録期限となり、以降に不備が判明した場合、口座引落はできない
- ⑨ 口座引落 保護者が登録した口座から教材等の金額を引き落とす

6 PTA会費の徴収について

今回、運営事業者のシステムが改修されることから、教材費等とPTA会費の処理や集金業務が完全に切り離せることができるようになったため、各PTAの判断で「学校モール」を選択し、PTA会費の集金等を行えるようになり、今後、PTAに対し、周知を行っていく。

7 今後の予定

- 令和8年 1月 小・中PTA連合協議会に情報提供
2月～ 在校生登録手続き
教材等事業者向け説明会
4月 小・中学校全校で「学校モール」の運用開始